

## 岡垣町経済について

昭和四十一年八月一日に行われた財政事情の公表は、地方自治法と町条例によつて行われたもので収入、支出の概況、住民の負担の状況等を明らかにし告示したもののが略次とおり。

昭和四十年度の一般会計の収入状況は別表1のとおりである。

### 一、町税収入状況

1. 町税
    - (1) 町民税 47,880
    - (2) 固定資産税 18,046
    - (3) 軽自動車税 1,519
    - (4) たばこ消費税 7,167
    - (5) 電気ガス税 3,198
    - (6) 木材引取税 103
  2. 地方交付税 58,581
  3. 分担金負担金寄附金 4
  4. 使用料、手数料 6,190
  5. 国庫支出金 74,724
  6. 県支出金 18,203
  7. 財産収入 7,032
  8. 緑入金 2,728
  9. 緑越金 17,614
  10. 諸収入 3,571
  11. 地方債 12,100
  12. 国有提供施設所在市町村交付金 4,562
- 合計 253,192
- 100

### 二、使用料及び手数料

- 使用料、手数料の種類、収入額の主なものは次のとおり。
- 町営住宅使用料(四、三  
四九千円)
- 保育所使用料(九二八千  
円)
- 電気ガス税一〇〇ペーセント。
- たばこ消費税、岡垣町内で売れた「たばこ」の本数により町に入つて来る税で、七百万円程度あり町財政を助けており、「たばこ」は是非町内で買つていただきようお願いします。

昭和40年度一般会計収入支出状況表

(別表1)

歳 分	入		歳 出		性質別歳出内訳	
	区	分	収入額	構成比%		
1. 町 税			47,880	18.9		
(1) 町 民 税			17,847	7.0	1. 人 件 費 55,712	
(2) 固 定 資 産 税			18,046	7.1	うち職員給 38,863	
(3) 軽 自 動 車 税			1,519	0.6	2. 物 件 費 19,300	
(4) た ば こ 消 費 税			7,167	2.8	3. 維 持 補 修 費 6,334	
(5) 電 气 ガ ス 税			3,198	1.3	4. 扶 助 費 4,447	
(6) 木 材 引 取 税			103	0.1	5. 補 助 費 等 12,210	
2. 地 方 交 付 税			58,581	23.2	6. 公 債 費 5,923	
3. 分 担 金 負 担 金 寄 附 金			4	—	7. 積 立 金 17,444	
4. 使用料、手数料			6,190	2.4	8. 貸 付 金 100	
5. 国 庫 支 出 金			74,724	29.7	9. 繰 出 金 3,500	
6. 県 支 出 金			18,203	7.0	10. 普 通 建 設 事 業 費 97,465	
7. 財 産 収 入			7,032	2.8	補 助 87,940	
8. 繰 入 金			2,728	1.0	单 独 9,525	
9. 繰 越 金			17,614	7.0	11. 灾 害 復 旧 事 業 費 2,252	
10. 諸 収 入			3,571	1.4	失 業 対 策 事 業 費 12,959	
11. 地 方 債			12,100	4.8		
12. 国 有 提 供 施 設 所 在 市 町 村 交 付 金			4,562	1.8		
合 计			253,192	100	129,076	

目的別歳出内訳	区 分	支 出 額	構成比%	一般財源充当額	国庫支出金で収入された主なものは次のとおり。	
					国庫支出金	円
・ 理 科 教 育 整 備 費 补 助 金	・ 中 学 校 产 業 教 育 补 助 金	千円	・ 痘 痘 教 育 负 担 金	三千円。	火葬場使用料(一一二千円)	円
・ 町 道 元 松 原 線 輸 裝 补 助 金	・ 吉 木 小 学 校 防 音 建 築 费 补 助 金	一五〇千円。	・ 保 育 所 兒 童 措 置 费	一五〇	その他の使用料(一四千円)	円
・ 一 五 六 一 三 三 千 円	・ 一 五 六 一 三 三 千 円		・ 戶 籍 等 手 数 費	(七八八千円)	國民年金補助金(五二八千円)	円
・ 三 〇 四 五 千 円	・ 一 五 六 一 三 三 千 円		・ 公 債 财 政 补 给 金	六九八千円	参議院議員選挙補助金(四六四千円)	円
・ 一 五 六 一 三 三 千 円	・ 一 五 六 一 三 三 千 円		・ 準 要 保 護 兒 童 补 助 金	一四九	業費補助金(九、九五二千円)	円
・ 二 七 三 千 円	・ 二 七 三 千 円		・ 災 害 資 金 利 子 补 給 费 补 助 金	九五七千円。	炭坑離職者緊急就労対策事業費補助金(一〇〇千円)	円
・ 二 千 円	・ 二 千 円		・ 伝 染 痘 防 費 补 助 金	二四	災害復旧事業補助金(一、六、九三〇千円)	円
・ 二 七 三 千 円	・ 二 七 三 千 円		・ 国 勢 調 查 費 表 担 金	一三四千円	湯川林道開設事業補助金(五、二三五千円)	円
・ 二 七 三 千 円	・ 二 七 三 千 円		・ 農 業 構 造 改 善 事 業 补 助 金	一八八	農業構造改善事業補助金(千円)	円
・ 二 七 三 千 円	・ 二 七 三 千 円		・ 保 育 所 兒 童 措 置 費	一〇〇	保育所児童措置費(一八八	円)

四、県支出金中主なもの次のとおり

- 四千円。
- 農業構造改善事業補助金五、二三五千円。
- 保育所児童措置費一八八千円。
- 災害復旧事業補助金一、六、九三〇千円。
- 湯川林道開設事業補助金九五七千円。
- 農業構造改善事業補助金一千円。
- 保育所児童措置費一八八千円。
- 災害復旧事業補助金一、六、九三〇千円。
- 湯川林道開設事業補助金九五七千円。

発行所  
岡垣町役場  
責任者  
岡垣町長辻守莊

印刷所  
有限会社大和印刷所  
電話(宗像)2027番

千円

- 低環境対策事業補助金
- 五二五千円。
- 県税徴収事務取扱交付金

七六三千円。

- 農協合併欠損金補てん補助金
- 六一千円。
- 射撃場、飛行場の固有資産税

四五六二千円。

### 五、国有提供施設等所 在市町村助成交付 金

- 主なものは次のとおり。
- 吉木小学校古校舎処分代
- 九五五千円。
- 県行造林处分分収金
- 三二六九千円。

### 六、財産収入

- 芦屋モーターボートの収益金
- の百分の三の配分金である。

### 七、繰入金

- 町税等延滞金 三六九千円
- 預金利子 一、四一二千円
- その他雜入である。

### 八、諸収入

- とおりで、これを性質別にみておるものあげると次のようにある。
- 減税補てん貸 七、〇〇〇千円。
- 緊急就労対策事業債
- 一、四〇〇千円。
- 林道開設工事事業債
- 二、〇〇〇千円。
- 吉木小学校防音建築債
- 一、七〇〇千円。
- (特別会計分)
- 上水道設備債 四、〇〇〇千円。

### 支出状況

支出の状況は別表1、2のとおりで、これを性質別にみておるものあげると次のようにある。

1、人件費五五、七一二千円。  
議員、各種委員、町長、以下全職員の報酬、給料など。

2、物件費 一九、三〇〇千円。  
(1)旅費 二、五一四千円。  
(2)賃金 一、二一五千円。  
(3)交際費 一、四五四千円。

(別表3) 昭和40年度町税等住民負担状況表

区分	金額	住民一人当りの額	一世帯当りの額	納稅義務者数	納稅者一人当りの額
① 町税合計	47,880	3,468	15,495	3,930	4,317
個人固定資産税	16,965	1,229	5,490	21	42,000
法人固定資産税	882	—	—	—	5,513
国有財産等交付金	15,055	—	—	—	—
軽自動車税	2,991	—	—	—	—
タバコ消費税	1,519	—	—	1,397	1,087
電気料金	7,167	519	2,319	—	—
木炭料金	3,198	—	—	—	22
② 町税	103	—	—	—	—
町税	16,100	1,166	5,210	—	—

(40年10月国勢調査によるもの人口13,807、世帯数3,090)

## 農集電話の自動化と半 野外集制度について



農集電話一、〇〇〇個が開通して四ヶ月、この間、海老津局の交換施設が申込数激増に応じきれず、非常に不便な電話であります。また市外電話も長時間を要し、時として、電話の役をなさない状況でしたが、来る八月二十八日、開通を日途に、下農集電線も現在の六回線、但し発信三回線着信三回線が発信十二回線着信十一回線、計二十三回線と並行ってかけていた名物電話は解消することになる。

尚農集も東部二回線、中西部各一回線計四回線が増加予定であるので、局呼出の不要と相俟つて、ほぼ初期の目的を達するものと信じます。

また町としては、議会と共に完全自動化に鋭意努力中で、公社としても、其の準備に着手されている模様である。

農集電話加入希望者は遠慮なく海老津局へ申込み下さい。

(総務課)

**新農業委員決る**

七月十五日執行の岡垣町農業委員会委員、一般選舉及び推せんによる新委員、次とのおり選舉による委員十名

波津 刀根 正三	内浦 竹井 博
高倉 藤岡 隆敏	吉田 小野 勇
東黒山 旗生 武徳	吉木 光正
糠塚 秋月 清香	吉木 光正
山田 石田 民次郎	吉木 光正
吉木 石田 順吾	吉田 新
吉木 太田 義徳	吉田 新

選舉管理委員会 委員会に於て、左記のとおり正副会長、及び県農業会議員が選任された。

七月二十三日、第一回農業委員会に於て、左記のとおり正副会長、及び県農業会議員が選任された。

任期昭和41年7月20日より昭和44年7月19日まで

(三年間)

原 原 花田 三次  
戸切 吉木 太田 義徳  
林 岩木 太田 義徳  
農業委員会事務課  
記

岡垣町農業委員会会長、林岩木  
同副委員会長 竹井博  
県農業会議員 太田義徳

# 視力障害について

り、先天的なものより、後天的なものの方が多い事が考えられます。

地域の皆様方の協力を得まして、岡中の学校保健も年々その成果をおさめ、昨年はよい歯の学校として県一位、学校保健優良校として、県二位の栄誉を得ました。まだ多く残された問題が多々あります。こゝに本年度の保健部の目標、努力点をあげ、過日開催されました学校保健委員会で協議されました内容をあげて、地域の皆様方の御協力をと、御支援をたまわり度うござります。

### 1. 本年度の目標として

健康生活を自主的に実践する能力を養い、学校生活、家庭生活に於いて、健康生活の出来るよう、その知識、技能を身につけさせる。

### 2. 本年度の努力点として

① 視力障害予防対策の強化  
② 体力づくりをあげました。

視力障害予防について学校では①、机、腰掛の適正配置に留意し、腰掛の高さはひざまである程度で、机の高さは腰掛の高さに坐高の $\frac{1}{3}$ をたどるもののが適当とされています。②、鉛筆はHBより薄いものは使用しないようにして、また腰掛の高さに坐高の $\frac{1}{3}$ をたどったものが適当とされています。ロ、姿勢については、本と目の距離を30cmとしハ、鉛筆はHBより薄いものは使用しないようにして、同じ方角からばかり、みないふらふら、疲れた目を休養させて、学校では視力障害予防のため、実施されるために、運動場北側の樹木の間に指標をおいて休み時間に遠望させ、年二回の視力検査と、検眼を実施しています。

以上の方に注意していますが、家庭に於ける視力障害の予防として、電灯を必要とする夜間の勉強の方が多いのではないかと考えられますので、机上の照明を150~300ルクス必要とします。

六畳の室には60Wの電灯が必要であり、蛍光灯では20Wを

必要とします。勉強、読書等の時は、この室内灯の外に電気スタンドを机上の左前方におき、その明るさが150~300ルクス必要とされています。口、書写読書時の姿勢が悪いのではないかとも考えられます。たとえば、寝ころんで、マンガの本を読んだり、明るい間に読書を初めて、暗くない間に読書を始めたり、机上に垂れ下つてじやまをして机上に垂れ下つてじやまをしたりしています。

ハ、一時間位勉強、読書をつづけますと、目を休養させなくなりませんが、之は、昼間は遠い山のみどりを眺め夜間は空の星を眺める事が目の休養になります。

ニ、家庭に於いて一番問題になりますのはテレビの見方ですが、これはやはり目の見方であります。

1. 室内の電灯は50ルクス以上としてみる。六畳の室で螢光灯20W位

2. テレビとの距離は2m~3m

3. テレビを目の高さよりも少し高くしないで稍々低目におく。

4. 視る時間は30分~60分とし、それ以上つづけない。

以上の四項目は是非守って下さい。

**又、お宅の子供さんの近視の原因と考えられるものは何ですかと聞いてみますと、**

イ、テレビのみすぎ  
ロ、暗いところで、読書や、

ハ、偏食するから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

ニ、テレビを見る距離が近くするから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

19%	4%	2%	22%
22%	4%	44%	19%

# 無免許運転は厳重に

又、お宅の子供さんの近視の原因と考えられるものは何ですかと聞いてみますと、

イ、テレビのみすぎ  
ロ、暗いところで、読書や、

ハ、偏食するから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

ニ、テレビを見る距離が近くするから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

19%	4%	2%	22%
22%	4%	44%	19%

# 新生活運動目標

## 時間励行

以上の事から考えて、家庭に於ける視力障害の予防をもつと徹底して、注意をしていただき度々、細部にわたつてあげてみましたが、それは、クラスの担任と、保健委員が度々注意しながら、予防につとめていますが、そのよい習慣が、家庭でぐずれるのではないかと考えられます。御子様の視力を保存して学力の向上をはかり度いと思います。

御子様が、家庭でぐずれるのではないかと考えられます。そのよい習慣が、家庭でぐずれるのではないかと考えられます。

1. 会の企画者は、参加者が集まりやすい時間を選ぶこと。

2. 開会と閉会の時間をはつきりさせることが大切と思いま

す。

1. 会の企画者は、参加者が集まりやすい時間を選ぶこと。

2. 開会と閉会の時間をはつきりさせることが大切と思いま

す。

1. 会の企画者は、参加者が集まりやすい時間を選ぶこと。

2. 開会と閉会の時間をはつきりさせることが大切と思いま

**交通事故をなくしましょう**

1. 無資格運転はやめましょう。  
2. 酒を飲んだら運転をやめましょう。  
3. 車は乗る前に始業点検を励行しましよう。  
4. スピードは低く目に、安全運転をしましよう。

1. 無資格運転はやめましょう。  
2. 酒を飲んだら運転をやめましょう。  
3. 車は乗る前に始業点検を励行しましよう。

◎ 横断歩道や、交叉点では一旦停車を励行しまよつ。

◎ 吉木故川原茂氏（五十二才）が昭和四十一年六月四日死亡され、遺族の川原哲氏より寄附。

◎ 内浦故吉田徳壯氏（八十三才）が昭和四十一年七月六日死亡され、遺族の加藤兵市氏より寄附。

七月十一日、青少年補導員の会議を開いた。その席で「現在犯罪で一番多いのは交通事故だが、無免許運転も多い。だから許のない人は絶対に車を運転しないようにして下さい」と話した。

# 無免許運転は厳重に

又、お宅の子供さんの近視の原因と考えられるものは何ですかと聞いてみますと、

イ、テレビのみすぎ  
ロ、暗いところで、読書や、

ハ、偏食するから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

ニ、テレビを見る距離が近くするから

ホ、姿勢が悪いから

ヘ、不明

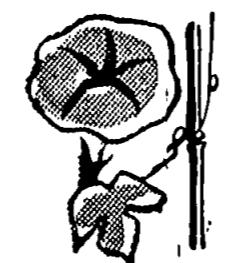
19%	4%	2%	22%
22%	4%	44%	19%

七月十一日、青少年補導員の会議を開いた。その席で「現在犯罪で一番多いのは交通事故だが、無免許運転も多い。だから許のない人は絶対に車を運転しないようにして下さい」と話した。

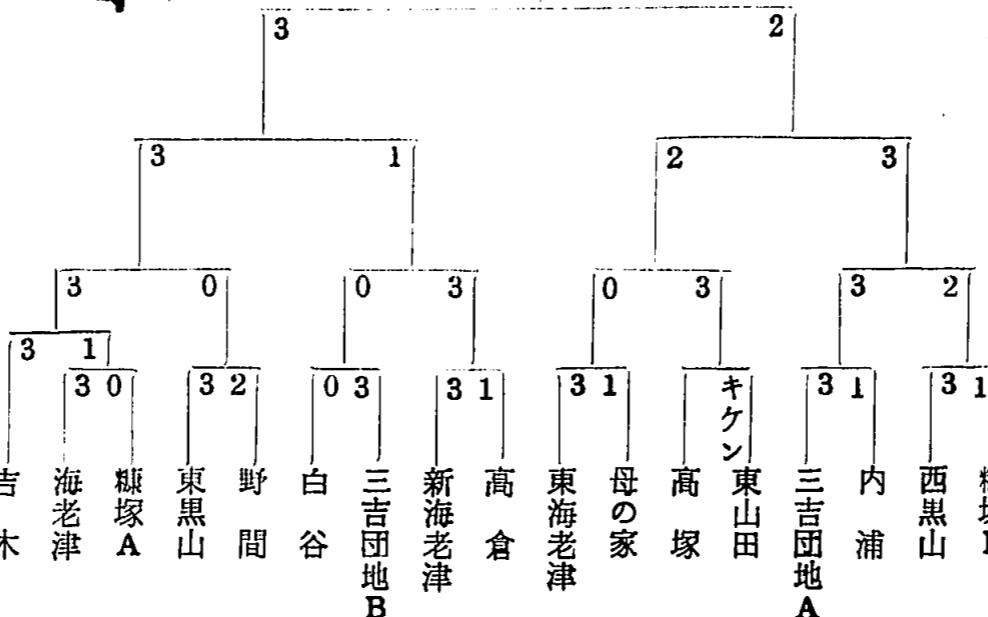
七月十一日、青少年補導員の会議を開いた。その席で「現在犯罪で一番多いのは交通事故だが、無免許運転も多い。だから許のない人は絶対に車を運転しないようにして下さい」と話した。

# 吉木優勝

## 花 束



吉木



七月十日公民館対抗卓球大会を挙行、女子チームの参加は、わずか二チームしかなかったが男子は十七チームの参加で、近い年はない盛況。個人戦では卓球部長の賀来先生が中学生時代鍛えた高校生が、上位入賞を独占する具合で、技もとみに上っている。

卓球の運動量は大であるので今後も体力づくりに普及させたいが、来年は女子も大いに参加するよう体育委員は今年から準備願いたい。成績は次の通り。

男子団体

吉木 嶋田行貴 (吉木)  
× × × ×  
新海老津 福山満章 (戸切)  
× × × ×  
高塚 円城寺三男 (三吉)  
× × × ×  
吉木 柳田芳夫 (新海老津)  
× × × ×  
吉木 福田



## 西光寺縁起

岡垣町公民館主事殿より当寺の縁起を記せよと仰せられましたが、現在岡垣町糠塚区139番地に松風山鼓岸院西光寺として在り、古老より伝え聞く処によれば明治初年現在の地に移転したと聞く。

寛文三年（一六六三年）創建（逆算300余年前）穴生弘善

生のためにも、大きな役割を果すようになりました。これら障害者の自動車の乗用を容易にし、その社会復帰を促進することを目的として、これら身体障害者が使用する自動車の物品税、並びに、自動車税、軽自動車税、について免税措置が講ぜられることとなりました。また盲人用テープレコード、及時計の物品税非課税措置についても実現の運びとなりましたので、お知らせ致します。

糠塚

※ 新松原の入口に防犯灯が設置してあるが、その柱に竹筒の花瓶がかけられ、どなたか分らないが毎日花が入れ代えられている。この炎天下涼風の思いである。

※ 青柿という青年のグループがあり、毎週保育園で話し合いや、コーラス等をやっていて、年一回の大きな行事として報恩母の家の慰安訪問をしてい

るが、田植えの加勢に行き、そ

○下肢、体幹、障害者が使用する自動力の物品税、自動車税及び盲人用テープレコード及時計の物品税非課税措置について

※ 加藤健次先生はこの度、四十年間無事故運転で「交通事故をなくす県民運動本部長、福岡県知事」から表彰をうけられた。

交通機関が進歩してきた現代で、自動車は下肢及び体幹の不自由による歩行障害者の自立更

寺寺僧縁起社紅茶道和尚開山として、在職二十九年貞享五年（此年九月卅日改元、元禄元年となる）当山に於て示寂示來現住職に至るまで二十二世の法燈、此間榮枯盛衰は世の常の如く伽藍完備の時代あり荒廃其極に達す時代あり。世代泰尊上人精菩上人の二代共に名僧出で大分の巨刹豈前善光寺の住職となりて当寺より転住す。善光寺墓地へ其銘を刻む。

創建は一応寛文三年となつて、がそれ以前の檀信の戒名がある。前号に公民館主事殿当地区の大日如来の件につき述べられてゐるがどうも、其正覺寺が現在の西光寺の始祖の如く思われる。大檀那族生利左衛門（矢矧村名主）及び筑前大崎村名主高崎氏（現在の遠賀町尾崎也栗山大膳、遠賀農地大整理までは大崎村と伝う）開基となり。紅茶道上人開山となつて、茲に淨土教の松風山鼓岸院西光寺を建立本尊仏は阿弥陀如来座像（作者年代共に不詳）旗生家大先祖寄進の由伝う。脇士觀音菩薩（慈悲の表現）勢至菩薩は（智懸の表現）は后世の作の様に思う二軀は共に立像。

先年本堂須弥壇大修理の砌、本尊仏裏より小型の（十五センチ）古仏像が見出された、淨めてよく観れば大日如来の座像である。（作者年代共に不詳）どうして今迄阿弥陀如来像の後背に在ったか今以て不明、仏像安置の意はよしとするも、宇宙大日輪の力表現の仏像が当山須弥壇にあつたか、眞言本尊仏としたものをどうして此処に置いたか、当山檀信徒の中に寺納されたお方があつたか今以て不明。通称正覺寺跡附近種々一考させられる点がある。境内の一端であったと思われる箇處に、亦寺僧或は修行中に死亡したのか〇〇法子の墓あり、亦里人の通称寺畠（岡垣村大字糠塚字原の下、現在公民館の横蔵古い寺内の墓石点在する。）（以下次号）